

令和3年8月3日開会

令和3年8月6日閉会

佐賀中部広域連合 議会定例会議会録

佐賀中部広域連合議会

目

次

8月定例会会期及び議事日程	3	山口和俊消防副局長兼警防課長	18
8月定例会付議事件	4	山下明子議員	18
△ 8月3日(火)		野方敏英認定審査課長兼給付課長	19
出欠議員氏名	5	山下明子議員	19
地方自治法第121条による出席者	5	野方敏英認定審査課長兼給付課長	19
開 会	6	山下明子議員	19
会期の決定	6	野方敏英認定審査課長兼給付課長	19
議事日程	6	山下明子議員	20
諸報告	6	野方敏英認定審査課長兼給付課長	20
議案上程	6	山下明子議員	20
提案理由説明	6	野方敏英認定審査課長兼給付課長	20
秀島敏行広域連合長	6	山下明子議員	20
議案に対する質疑	7	野方敏英認定審査課長兼給付課長	21
広域連合一般に対する質問	7	山下明子議員	21
白石昌利議員	7	野方敏英認定審査課長兼給付課長	21
山口和俊消防副局長兼警防課長	7	山下明子議員	21
片渕義孝消防副局長兼総務課長	8	野方敏英認定審査課長兼給付課長	22
木附雅彦予防課長	9	山下明子議員	22
白石昌利議員	9	野方敏英認定審査課長兼給付課長	22
山口和俊消防副局長兼警防課長	10	山下明子議員	23
白石昌利議員	10	宮崎直樹総務課長兼業務課長	23
山口和俊消防副局長兼警防課長	10	山下明子議員	23
白石昌利議員	10	宮崎直樹総務課長兼業務課長	24
山口和俊消防副局長兼警防課長	10	山下明子議員	24
白石昌利議員	11	宮崎直樹総務課長兼業務課長	24
片渕義孝消防副局長兼総務課長	12	山下明子議員	24
白石昌利議員	12	山口和俊消防副局長兼警防課長	24
片渕義孝消防副局長兼総務課長	13	山下明子議員	25
白石昌利議員	13	山口和俊消防副局長兼警防課長	25
木附雅彦予防課長	14	山下明子議員	25
白石昌利議員	14	山口和俊消防副局長兼警防課長	26
木附雅彦予防課長	14	山下明子議員	26
白石昌利議員	14	諸泉定次議員	26
休 憩	15	山口和俊消防副局長兼警防課長	27
出欠議員氏名	16	渕上茂情報指令課長	27
地方自治法第121条による出席者	16	野方敏英認定審査課長兼給付課長	28
再 開	17	諸泉定次議員	28
山下明子議員	17	山口和俊消防副局長兼警防課長	28
野方敏英認定審査課長兼給付課長	17	諸泉定次議員	28

山口和俊消防副局長兼警防課長	28
諸泉定次議員	28
山口和俊消防副局長兼警防課長	29
諸泉定次議員	29
淵上茂情報指令課長	29
諸泉定次議員	29
淵上茂情報指令課長	29
諸泉定次議員	29
野方敏英認定審査課長兼給付課長	30
諸泉定次議員	30
野方敏英認定審査課長兼給付課長	30
諸泉定次議員	30
野方敏英認定審査課長兼給付課長	30
諸泉定次議員	31
野方敏英認定審査課長兼給付課長	31
諸泉定次議員	31
議案の委員会付託	31
散 会	31
△ 8月6日(金)	
出欠議員氏名	33
地方自治法第121条による出席者	33
開 議	34
委員長報告・質疑	34
白石昌利介護・広域委員長	34
討 論	35
山下明子議員	35
採 決	36
追加議案上程・提案理由説明・質疑・委員 会付託・討論	36
採 決	36
議決事件の字句及び数字等の整理	37
会議録署名議員指名	37
閉 会	37
(資料)	
令和3年8月定例会全議事日程	40
一般質問項目表	41

8 月 定 例 会

◎ 会 期 4 日 間

議 事 日 程

日 次	月 日	曜	議 事 要 項
1	8 月 3 日	火	午前10時開会、会期の決定、諸報告、提出議案上程、提案理由説明、議案に対する質疑、広域連合一般に対する質問、議案の委員会付託、散会
2	8 月 4 日	水	(常任委員会)
3	8 月 5 日	木	休 会
4	8 月 6 日	金	(議会運営委員会) 午前10時開議、委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決、会議録署名議員の指名、閉会

◎ 8月定例会付議事件

○ 広域連合長提出議案

- 第12号議案 令和2年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算
第13号議案 令和2年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算
第14号議案 令和2年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算
第15号議案 令和3年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第1号）
第16号議案 令和3年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）
第17号議案 令和3年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第1号）
第18号議案 佐賀中部広域連合職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第19号議案 佐賀中部広域連合介護保険及び障がい支援区分認定審査会条例の一部を改正する条例

○ 委員会提出議案

- 第20号議案 佐賀中部広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

○ 報告書等

- 議決事件の字句及び数字等の整理について
介護・広域委員会審査報告書
消防委員会審査報告書
第2号報告 令和2年度佐賀中部広域連合消防特別会計継続費繰越計算書の報告について

令和 3 年 8 月 3 日

令和3年8月3日(火)

午前10時00分 開会

出席議員

1. 田中 英行	2. 田 渕 厚	3. 西 正博
4. 諸 泉 定次	5. 白 石 昌利	6. 原 口 ひさよ
7. 森 田 浩文	8. 多 良 光英	9. 中 村 宏志
10. 西 岡 真一	11. 久 米 勝也	12. 野 中 康弘
13. 川 副 龍之介	14. 久 米 勝博	15. 重 松 徹
16. 堤 正之	17. 中 山 重俊	18. 武 藤 恭博
19. 平 原 嘉徳	20. 山 下 明子	

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	秀 島 敏行	副広域連合長	横 尾 俊彦
副広域連合長	江里口 秀次	副広域連合長	松 本 茂幸
副広域連合長	伊 東 健吾	副広域連合長	伊 東 博己
監 査 委 員	力 久 剛	会 計 管 理 者	鷺 崎 ゆみ子
事 務 局 長	石 橋 祐次	消 防 局 長	高 島 直幸
消防副局長兼総務課長	片 渕 義孝	消防副局長兼警防課長	山 口 和俊
総務課長兼業務課長	宮 崎 直樹	認定審査課長兼給付課長	野 方 敏英
予 防 課 長	木 附 雅彦	情 報 指 令 課 長	渕 上 茂
佐賀消防署長	光 岡 潔和		

◎ 開 会

○堤正之議長

おはようございます。ただいまから、令和3年8月佐賀中部広域連合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎ 会期の決定

○堤正之議長

初めに、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から8月6日までの4日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は本日から8月6日までの4日間と決定しました。

◎ 議事日程

○堤正之議長

なお、会期中の議事はお手元の日程表のとおり進めます。

◎ 諸 報 告

○堤正之議長

それでは、日程により、諸報告を行います。

報告の内容は、お手元の報告第2号のとおりです。これにより、御承知をお願いします。

報告第2号

諸 報 告

○例月出納検査の報告について

令和3年2月8日から令和3年8月2日までに、監査委員より例月出納検査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその(写)を送付したとおりである。

記

- 2月26日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和2年度12月分)
- 3月25日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和2年度1月分)
- 4月28日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の令和2年度2月分)

5月27日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和2年度3月分)

6月25日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和2年度4月分)

(一般会計・特別会計等の令和3年度4月分)

7月30日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和2年度5月分)

(一般会計・特別会計等の令和3年度5月分)

◎ 議案上程

○堤正之議長

次に、日程により、第12号から第19号、以上の議案を一括して議題とします。

なお、令和2年度佐賀中部広域連合消防特別会計継続費繰越計算書の報告についてが第2号報告として提出されていますので、申し添えます。

◎ 提案理由説明

○堤正之議長

広域連合長に提案理由の説明を求めます。

○秀島敏行広域連合長

おはようございます。本日、佐賀中部広域連合議会定例会を招集し、当面する諸案件につきまして、御審議をお願いすることになりましたので、これら提出議案の概要について御説明申し上げます。

はじめに、第12号から第14号までの議案は、令和2年度の一般会計及び特別会計の決算の認定について、お諮りするものであります。

次に、補正予算議案について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、令和2年度決算に伴う諸経費など、必要最小限の補正措置を講じております。

第15号議案「一般会計補正予算(第1号)」は、補正額約3,316万円で、補正後の予算総額は、約12

億1,501万円となっております。

その内容は、決算に伴う措置のほか、介護保険事務処理システムの改修に係る補助金の内示に伴う措置等となっております。

次に、第16号議案「介護保険特別会計補正予算(第1号)」は、補正額約11億4,871万円で、補正後の予算総額は、約338億385万円となっております。

その内容は、決算に伴う措置のほか、地域包括支援センターシステム運用事業に係る債務負担行為の設定となっております。

次に、第17号議案「消防特別会計補正予算(第1号)」は、補正額9,334万円で、補正後の予算総額は、約56億9,761万円となっております。

その内容は、決算に伴う措置のほか、補助金の交付決定、公債費の確定等に伴う措置を行っております。

なお、細部については、歳入歳出補正予算事項別明細書等により、御審議をお願いいたします。

次に条例等の議案につきまして、御説明申し上げます。

第19号議案「佐賀中部広域連合介護保険及び障がい支援区分認定審査会条例の一部を改正する条例」は、令和4年度分の介護保険料から督促手数料を徴収するため、督促手数料の額等を定めるものであります。

その他の議案につきましては、それぞれ議案の末尾に提案理由を略記いたしておりますので、それにより御承知をしていただきたいと思います。

以上、御審議をよろしくお願い申し上げます。

◎ 議案に対する質疑

○堤正之議長

これより議案に対する質疑を行います。これまでに通告がありませんので、これをもって議案に対する質疑を終わります。

◎ 広域連合一般に対する質問

○堤正之議長

次に、日程により、広域連合一般に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

○白石昌利議員

改めましておはようございます。神埼市の白石昌利です。質問に入る前なのですが、介護及び消防に従事する職員の皆さんが、新型コロナウイルス感染の拡大によって、多忙な業務など、様々な不安を抱える中で頑張っておられます。感謝申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染が拡大傾向にある今、介護、そして消防に従事される皆さんは、感染予防を強化され、介護、消防機能に支障が起きないように努めていただきたいと思います。

通告しています消防行政について、3つの項目で質問をします。

まず、旧庁舎の解体前に活用した消防、火災、震災を想定した訓練についてです。昨年12月には神埼市役所の旧庁舎で火災を想定した訓練を実施、また、今年度も解体工事を控えていた佐賀広域消防局旧庁舎を活用して、巨大地震を想定した訓練を実施、高度救助隊と国際消防救助隊の隊員10名が参加して、救出活動訓練を実施されました。その目的と効果を伺います。

次に、女性消防吏員の活躍推進についてです。

女性消防吏員の状況、業務内容はどうなっているのか。

また、採用について、職員に占める割合の計画、目標はあるのか。そして、女性消防吏員を増やす予定であれば、どのような広報を行っているのか伺います。

最後に、小規模な医療福祉施設や簡易宿泊所などの火災予防の取組についてです。

近年は、小規模な医療福祉施設の簡易宿泊所などで、消防用設備等の不備による多数の死傷者を伴う火災が全国で発生している報道などをよく聞きます。そこで、延べ面積300平米未満の小規模な福祉施設や宿泊施設の佐賀広域消防局管内での火災予防の取組について現状を伺います。

以上、総括質疑といたします。

○山口和俊消防副局長兼警防課長

おはようございます。それでは、議員の御質問にお答えいたします。

令和2年12月7日、8日に神埼市役所旧庁舎を活用した火災想定訓練を午前と午後、各3時間、

合計6時間をかけ、複数の消防署間の連携強化を目的として実施いたしました。この訓練は耐火建築物の火災を想定し、建物内に煙を充満させ、活動隊員には建物の構造、階数、用途のみの情報を付与し、そのほかの情報を伏せて行うブラインド形式で実施いたしました。実火災に近い状況で、消火、要救助者の検索、救助、排煙、大部隊の指揮統制など、普段の訓練では経験できない大規模な建築物を活用したもので、所期の目的を十分に達成した貴重な訓練となりました。

次に、地震災害を想定した訓練ですが、神崎市役所旧庁舎を活用した訓練を令和2年12月22日、23日は本局のみで行い、25日には佐賀県警察本部機動隊員の指導を兼ねた合同訓練を実施いたしました。

消防局旧庁舎を活用した訓練は、令和3年6月7日、8日に実施いたしました。

内容につきましては、震災で倒壊した建物から、要救助者を検索し、救出するという想定で実施しております。下階に要救助者がいると想定し、床面に直径約5センチの観察孔と呼ばれる穴を開け、高度救助資機材である画像探索機という胃カメラのようなカメラを用い、要救助者の位置、進入する階の状況などを映像で確認いたします。その後、エンジンカッターや削岩機などの破壊機具を用いて、要救助者に危険が及ばない位置の床面に、縦方向の進入、救出孔と呼ばれる、一辺が約90センチの三角形や、一辺が約60センチの四角形の穴を開ける訓練です。

次に、同じ階に要救助者がおり、出入口は開放不可能で進入できないと想定し、隣の部屋の壁面に同様に観察孔を開け、画像探索機で状況確認を行い、エンジンカッターや削岩機などの破壊機具で今度は横方向の進入、救出孔を同寸法に開ける訓練です。

この訓練の目的といたしましては、長時間の活動が予測される倒壊した建物内から、要救助者を検索、救出するために必要な活動を一連の流れで確認すること。

次に、要救助者の位置確認を確実に行うことで、救出時に要救助者の生命、身体へ危険を及ぼすこ

とがない活動を行うこと。各隊員については、高度な資機材の取扱いに習熟し、自己の役割を再認識すること、隊長は俯瞰的な視野を持ち、倒壊現場を把握する能力と部隊の指揮、統制力のスキルアップを図ることを目的としております。

その効果といたしましては、各隊員が日頃実施することが難しい実建築物で訓練を実施、経験を積むことで、国内外での災害現場活動に自信を持って望むことができ、さらに各隊員が高度救助隊隊員、国際消防救助隊隊員としての自負を強く持ち、厳しい状況の災害現場で必要とされる要救助者の検索、救出に係る特殊な技術の向上と、知識の習得ができると考えております。

以上でございます。

○片淵義孝消防副局長兼総務課長

私のほうからは女性消防吏員の活躍推進についてお答えいたします。

最初に、当局の女性消防吏員の現状について申し上げます。

当局には、現在12名の消防吏員が在籍しております。配属先につきましては、総務課に1名、予防課に1名、指令センターに1名、各所の救急係に計7名、佐賀県消防学校初任科への入校者2名となっております。業務内容といたしましては、12名のうち6名が救急救命士の免許を有しており、救急業務に従事する割合が高くなっていますが、これまでの実績では、消防隊や指揮隊、それから水難救助隊など、個人の能力や適正に応じた配置を行っております。

次に、今後の女性消防吏員の採用について申し上げます。

平成27年に消防庁次長から発出された消防本部における女性消防吏員のさらなる活躍に向けた取組の推進についてにおいて、令和8年度当初までに女性消防吏員の割合を5%に引き上げることを各消防本部の共通目標とされております。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、当局においても平成29年4月に佐賀広域消防局特定事業主行動計画を策定しているところでございます。

この計画では、2つの目的を掲げており、1つ

目は職員のワークライフバランスの推進です。職員一人一人が仕事にやりがいや充実感を感じながら働くとともに、健康に豊かな生活ができるよう、仕事と生活の調和を目指します。

2つ目は、女性が活躍できる職場づくりであります。これは、女性職員がその個性と能力を十分に発揮して、職業生活において活躍できる職場の環境づくりを目指すものです。さらにこの計画では、令和2年度までに女性消防吏員の割合を3%以上にすることを目標として掲げており、計画策定時、1.4%だったものが現段階において2.8%となっております。今年度当該計画の取組を踏まえた見直しを予定しており、令和7年度までの計画を策定することとしております。

また、広報につきましても、これまでより多くの女性の方に受験してもらうため、警察や自衛隊との合同職業説明会の実施をはじめ、女子学生等を対象とした職業説明会へ職員を派遣するなど、広報活動に努めてまいりました。

特に今年度は、通常の職員募集ポスターに加え、女性消防職員を起用し、女性消防士募集と大きく明記した女性活躍推進のポスターを作成し、県内の高校、九州管内の大学、西日本各地の専門学校へ送付を行うなど、周知を図ってきたところです。

今後も様々な機会を捉え、女性が活躍できる職場であることを積極的にPRしていきたいと考えております。

以上でございます。

○木附雅彦予防課長

御質問いただいております延べ面積300平方メートル未満の小規模な福祉施設や宿泊施設のうち、消防法の規制対象となるものは、令和3年7月末日現在で福祉施設が佐賀市229棟、多久市17棟、小城市40棟、神崎市26棟、吉野ヶ里町6棟の計318棟。

宿泊施設にあつては、佐賀市164棟、小城市39棟、神崎市41棟、多久市、吉野ヶ里町についてはございません。合計244棟となっており、年々増加している状況でございます。

また、このうちの福祉施設4棟には、必要とされる消防用設備等が未設置という重大な違反がご

ざいますので、改善に向けた行政指導を実施しているところであります。

以上でございます。

○白石昌利議員

それでは、ただいまから一問一答で各項目について質問をさせていただきます。

まず、答弁で今回旧庁舎の解体を前にした神埼市の庁舎、また、佐賀広域消防局の庁舎を活用した避難訓練、また、火災、震災を想定した訓練をされたこと。

僕はこれは、本当にいい訓練になったと思います。実際解体を前にした建物で訓練をするというのは本当になかなか思うようにできるものじゃないと思います。ですから、機会があったときに、すぐ訓練をされたということは、やはり佐賀消防局の隊員にとってはいい経験になったんじゃないかと。

そして、答弁にもありましたように、今回の訓練については建物の構造、階数、用途のみの情報は隊員のほうに出したんだけど、ほかのいろんな情報は伏せて、俗にブランド形式というんですけど、こういった形でやられたということは、やっぱり実際の想定をした形の訓練になっているんじゃないかということで、こういった取組自体についても、確かにいい取組をされたんじゃないかというふうに思っています。

そして、効果ということで、各隊員が日頃実施することが難しい建物で実施訓練ができたこと、これはやはり隊員に自信がついたと、僕はこれが一番大事だと思います。

火災現場に行く、若く経験が少ない隊員の方々は、行く前に大丈夫だろうかという一時の不安がある中で出動されているかと思います。しかし、実際の建物で経験することによって、大きな自信となり、実際の火災現場、いろんな救急の災害現場に行ったときは、その自信がしっかりと市民の皆さんの救助、火災活動につながっていくんじゃないかというふうに思うところです。

そこで、ちょっと何点か質問させていただいたんですが、この答弁の中で、国際消防救助隊ということの答弁が中に触れておられました。これ

は多分、通常の一般の消防隊員とは違う形の組織になっているんじゃないかと思しますので、まず、この国際消防救助隊の構成隊員について御答弁いただけますでしょうか。

○山口和俊消防副局長兼警防課長

議員の御質問にお答えします。

海外で発生した自然災害や、建築物の倒壊など、人為的災害に対して、被災国から要請があった場合に、日本政府が国際協力機構、通称 J I C A の調整の下に編成する救助チーム、医療チーム、専門家チーム、感染症対策チーム、自衛隊部隊の5タイプのチームを派遣いたします。

この派遣される5チームのことを国際緊急援助隊、Japan Disaster Relief、略して J D R といいますが、この中の救助チームが国際消防救助隊 International Rescue Team、略して I R T と申します。この国際消防救助隊は国内77消防本部の救助隊員599名で構成されております。

本局の国際消防救助隊員の構成隊員といたしましては、佐賀消防署長に推薦された高度救助隊認定隊員の中から、警防課長が委員長として構成される選考委員会で審議し、選出されます。

選出され、国際消防救助隊に登録された隊員の任期は、本局の国際消防救助隊出動計画に基づき、一般隊員で原則4年、指導的立場にある隊員は原則6年で、現在6名の隊員を登録しております。

以上でございます。

○白石昌利議員

今、国際消防救助隊について御答弁いただきました。

これは、やはり災害時に様々な国内、国外の災害時に活動されている隊員の方々になるかと思えます。しかしながら、皆さん報道で消防の方がいろんな活動をされている姿というのは目にすることが多いかと思うんですが、実際にこの国際消防救助隊という形の組織というのを、なかなか具体的につかんでおられない方も多いかと思えます。

私は、せっかくこういった組織の中で活躍されている隊員がおられるわけですから、やはり佐賀広域消防局としても、こういった組織、構成の中で活躍している隊員もいますよということをしっ

かりと広報する、知って、周知していただく、これも大事じゃないかというふうに思います。

そして、今答弁の中で原則4年という形で、また、指導的立場の隊員は原則6年で登録されているというような形で答弁がございました。それで、やはり多くの隊員がこういった経験を積み重ねるといことも大事ですので、こういった周期の中でいろんな多くの隊員がこの国際消防救助隊を経験、訓練されることは必要かと思えます。

次にお聞きしたいのが、派遣です。

実際、佐賀広域消防局の国際消防救助隊に登録されている隊員、派遣されたことがあるのかどうかを答弁いただけますか。

○山口和俊消防副局長兼警防課長

本局の国際消防救助隊の派遣要請は現在まで要請されておりません。派遣される消防本部の派遣日は総務省、消防庁から指定されておりまして、本局の第1派遣指定日は毎月21日と22日、第2派遣指定日は毎月19日と20日となっております。

以上でございます。

○白石昌利議員

現在、災害派遣については要請されていないという御答弁でした。そして、またこの派遣日というのも毎月21日、22日、毎月19日、20日と第1派、第2派という形で、指定があるということ自体も私どもこれまで認識しておりませんでした。ですから、こういったこともやはりしっかり皆さんに周知していただければ、こういった形で出動されているのか、派遣されているのかということも分かるかと思しますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、派遣は要請されていないということで、実際の災害箇所には行かれていないと思うんですが、ただ、こういった方々の研修や訓練も当然いざというきのためにしとく必要があるかと思うんですが、この国際救助消防隊の全国規模での訓練、また、研修の状況はどうなっているのか。お聞きいたします。

○山口和俊消防副局長兼警防課長

全国規模での訓練や研修の参加状況についてお答えいたします。

全国規模の訓練は、東日本ブロックと西日本ブロックで年度内に各1回、3日間に渡って開催されている国際消防救助隊連携訓練がございます。以下、連携訓練と申しますが、この西日本ブロックの連携訓練には本局から1名の隊員を派遣しております。派遣人数については、総務省、消防庁から指定されております。

西日本ブロックの連携訓練は、国際消防救助隊に登録しているブロック内の救助隊員が一堂に会し実働訓練を通し、海外での救助活動を行う上で必要な知識、技術等を習得し、国際消防救助隊員同士のさらなる連携、強力体制の充実を目的としております。

次に、九州ブロック訓練についてですが、毎年度11月に九州ブロック国際消防救助隊合同訓練が行われますが、九州内の旧消防本部が一堂に会し実施され、本局の登録隊員6名全員を派遣しております。

この訓練は2日間にわたって、「九州は一つ」の合い言葉の下、毎年度九州各県が輪番で開催し、本局主催は令和8年度となっております。

座学研修についてですが、毎年度1回、3日間にわたり開催される国際消防救助隊セミナーがございます。以下、セミナーと申しますが、このセミナーも総務省、消防庁から人数指定があるため、隊員登録1名を派遣しております。

このセミナーは指導的立場にある登録隊員を対象とし、基本の主義や知識の再確認を行い、登録消防本部の訓練指導体制の強化及び全ての登録隊員が、国際緊急援助活動に求められる水準に達することを目指すために開催されております。

新型コロナウイルスの蔓延による緊急事態宣言の発令などの影響で、連携訓練、合同訓練は中止となり、セミナーについてはウェブ開催となっております。しかし、本局といたしましては、今後も積極的に各訓練等に参加し、スキル向上を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

○白石昌利議員

全国、九州管内での訓練の説明がありました。残念なことに昨今は新型コロナウイルスの感染拡

大に伴って訓練が中止されているという形の御答弁でした。

私は数年前、武雄で九州ブロックのこういった訓練があったのを1回拝見させてもらったことがあります。大変大規模で、本当に活動されている、訓練に参加されている隊員の方々の姿というのが、本当に素晴らしい訓練をされているなというのが目に映ったのを覚えているところです。

本局、佐賀広域消防局についても、主催が今度は令和8年度になっているという御答弁もありました。そのとき、またこの新型コロナウイルスの状況がどうなっているか分かりませんが、もしこれが開催されるとするならば、しっかりと広報をしていただいて、佐賀県内の方々がこういった訓練をしっかりと見ていただいて、この隊員の方々の姿を知っていただくというのは、当然県民の皆さんが安心して過ごせるということにもつながってくると思いますので、もし開催があるとなれば、広報、周知というのもぜひしっかりとやっていただきたいと思います。

私は、消防に国境はないということをよく聞きます。今、この瞬間も世界のどこかで国際消防救助隊は1人でも多くの要救助者を救うために頑張っておられるというふうに思っています。国際消防救助隊の活躍は被災地に勇気を与える重要な任務だとも思っています。

今後も、派遣があったときには必要な個々の能力を最大限に発揮して、一丸と進んでいけるよう、効果的な組織作り、また、連携をぜひ佐賀広域消防局内の国際消防隊の中でも進めていただきたいというふうに思います。

それでは次に、女性消防吏員について何点かお聞きしたいと思います。答弁の中で、目標を掲げておられて、それが当初3%以上を目標にされていて、今、1.4%だったものが2.8%になっているということで、これは大変評価できるころだと思えます。

こういった形で、少しでも多くの目標を持って、それに近づくような努力をされているというのが伝わってきます。僕はその1つが、多分今度皆様も目にされているかと思うんですが、今年度の女

性消防士募集というポスター、リーフレット、これなんかまさにそういったものにつながっているんじゃないかと、今佐賀広域消防局が取り組んでいる姿やないかと思えます。

通常の募集のリーフレット、ポスターに併せて、今回女性消防士募集と、また別のもも作成されています。そして、その中の写真の一つ一つが現場で働く女性消防吏員の方の姿が写っている、いかにも生き生きとした姿で写っておられます。こういったものを今度受けようという方々、学生、また、後輩の方々が見れば、ぜひ私もやってみないなというふうにするのは、私はこれは間違いないかなと。

また、ここに書かれています文言も、たしかまたいい文字で書かれています。「このまちを守りたい！ここで暮らす人を守りたい！」そして、一番よかったのは「私にもできる!!」と。やはりどうしても警察、自衛隊、消防と、今まで男性の方が多かった職種については、女性の方は、果たして私たちにできるだろうかという不安もあるかと思えます。そういった中で、リーフレットに「私にもできる!!」というような、いかにも安心できるような文言が書かれているということは、大変よかったんじゃないかと。ぜひ、今年多くの方がこの募集に参加していただけることを私は祈念するところであります。

そこで、ちょっと何点か質問に入るわけなんです。答弁で触れておられました女性が活躍できる職場づくり、個性と能力を十分に発揮して、職業生活において活躍できる職場の環境づくりを目指すとなりました。

それで、女性消防吏員が使命感を持って活躍できる環境づくり、これにどのように取り組まれているのかを御答弁いただきます。

○片渕義孝消防副局長兼総務課長

私からは、女性消防吏員が使命感を持って活躍できる環境づくりについてお答えいたします。

当局では、ハードの整備といたしましては、庁舎建て替え等の機会を捉えて、女性消防吏員の住環境スペースの整備を進めてまいりました。

現在、消防局、情報指令課、佐賀消防署、南部

消防署、北部消防署及び小城消防署において、女性消防吏員が勤務できる環境が整備されており、最大24名の隔日勤務が可能となっておりますので、国の共通目標であります女性消防吏員の割合5%をクリアした場合においても十分対応できるものとなっております。

また、女性消防吏員の隔日勤務の環境が整っていない消防署におきましても、今後改修などの機会を捉え、必要に応じ、女性消防吏員が当直可能となるような施設の整備を検討していきたいと考えております。

次に、ソフト面における環境づくりについてですが、当局では、育児休業や短時間勤務、部分休業等の制度を活用することで仕事と生活の調和を図り、ワークライフバランスを意識した働き方を推進しております。

また、昇任試験や職員研修についても全ての職員に対して平等に実施をしているところでございます。そのほか救急救命士をはじめとする中型自動車や大型自動車、小型船舶の免許取得や陸上特殊無線技師や、予防技術資格者など、資格取得に関しましても同様に機会が得られているところで

さらに、消防士長に昇任した女性消防吏員は消防大学校における研修の1つである女性活躍推進コースに派遣しており、個々のスキル向上を後押ししているところです。これらのことから、キャリア形成の上でも女性消防吏員がその個性と能力を十分に発揮し、使命感を持って活躍できる環境づくりができているものと考えております。

今後も、継続して良好な職場環境の推進に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○白石昌利議員

御答弁ありましたように、昨今新しく改築された、また、新築された庁舎、今回の佐賀広域消防局本庁舎もそうなんです。後の文書関係についても、それぞれ女性の消防吏員を配慮した、そういった構造、建物の内容になっていると思います。ハード面についてはそういったことでだんだん女性消防吏員の環境に適したことになっていると思

うんですが、ソフト面については、まだまだ様々ないろんな課題もあるかと思えます。ですから、こういったものについては、女性消防吏員には限らないんですけども、佐賀広域消防局で勤務されている消防士、そういった方々の話をしっかり聞いていただいて、伸び伸びと勤務し、そしてやりがいのある職場になるように取組をしていただきたいというふうに思うところです。

答弁の中に、1つちょっとこれ聞いていいですか。僕、内容どんなかなと思って。この消防士長に昇任した女性消防吏員は、消防大学校における研修の1つである女性活躍推進コースというふうなことで言われておりました。この推進コースとはどのようなものか、御答弁いただけますでしょうか。

○片渕義孝消防副局長兼総務課長

消防大学校における女性活躍推進コースについてお答えいたします。

当コースは、女性消防吏員で消防司令補または消防士長の階級にある幹部候補生に対してキャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を習得するため、国の機関である消防大学校が実施をしている入校期間、9日間ほどの短期の実務講習となっています。

平成28年度から毎年実施をされており、当局ではこれまで3名の女性消防吏員が当コースを終了しております。

当コースの研修内容としましては、最新の消防行政の動向や、今後、幹部として必要になる人事管理、部下指導のための教育技法、市民対応のためのマナー講座等の講義、また、課題研究への取組等が実施をされております。特に課題研究では、女性消防吏員の活躍推進に関連したワークライフバランス、職域拡大、採用促進などのテーマについて発表等を行い、様々な課題や対応策に関する情報を共有し、幹部職員としての視点や考え方を涵養することを図っております。

さらに、部隊運用に必要な基本的指揮要領を習得するとともに、安全管理能力、職場対応力の向上を図ることを目的として、指揮運用訓練などの実働訓練もカリキュラムに組み込まれております。

また、この研修に参加することにより、全国から参加した女性消防吏員とのネットワークが構築され、意見交換や交流を通じて多くの刺激を受けることで、職務に対する意欲の高揚につながるものと考えております。

このような効果がありますことから、今後も引き続き当コースへの派遣研修を行っていきたくと思っております。

以上でございます。

○白石昌利議員

女性消防吏員がいろいろなコースを受けていただいて、活躍推進コース、こういった研修を受けていただいて、もっともっと向上していただいて、今後活躍されることを本当に期待いたします。

佐賀広域消防局の女性消防吏員は、まだまだ経験が浅い、若い方が多いかと思えます。しかし、これからです。しっかり皆様方がこういった方々を育てていただければ、今後、立派な隊員になって、現場で活躍できる女性消防吏員になれるんじゃないかというふうに期待するとともに、まだまだ多くの方が佐賀広域消防局に入っていて、活躍していただきたいと思うところです。

また、先ほど言いましたように、女性消防吏員だけでなく、一般の男性の消防士の方々も、吏員の方々も、しっかりと仕事を勤めていただけるように環境づくりに努めていただくことをお願いいたします。

それでは次に、最後の項目になるんですが、小規模施設の福祉施設、また、宿泊施設などの予防の取組、こういった現状を聞いてみました。

これは、今回なぜこれを質問したかといいますと、昨今、こういった福祉施設や宿泊施設、これが従来、福祉施設とか、宿泊施設といえば大きな構造の建物、何十人、何百人と入る施設を想像されていたんですが、今こういった施設が本当に数名、10人を切るような程度の宿泊施設、福祉施設になってきている。規模が小さくなったことによって、建物の規模が小さくなった。

また、通常空き家、民家を利活用する。また、共同住宅の空き室を利用してという形の利用の形態が多様化してきています。

多様化することは、僕は何ら問題ないと思います。どんどんこうやって多様化して、そういったものを増やしていくことは大事かと思うんですが、ただ、それに伴ってこれを利用される方々の火災や災害での安全が守られているのか。しっかりと消防設備が設置されているのか。利用される方は安心して利用されている。しかしながら、実際はそういった施設が、設備が設置されてなく、いざというときに多くの死者、けが人を出したということ、これは実際起きてから皆さん分かってしまうことなんですよ。

私は佐賀広域管内では、そういったことがあってはならない。だからこそ、しっかりと指導をする必要があると思っています。答弁の中にも、やはり不備についての答弁がありました。そこで再質問になるわけなんですけど、こういったものについて、予防指導の取組は今現状どうされているのか、御答弁いただきます。

○木附雅彦予防課長

議員の御質問にお答えします。

福祉施設や宿泊施設などの宿泊を伴う施設には、佐賀広域消防局立入検査実施マニュアルに基づいた立入検査を毎年1回以上実施し、必要な行政指導を行っております。また、民泊施設で常時管理者が不在の場合も消防法で定める防火対象物に該当するため、同様に毎年施設に立ち入り、管理状況を確認しております。

なお、消防法令重大違反に該当する施設については、建物の名称、所在地、違反の内容を当局のホームページに掲載して公表し、住民の皆様にご利用の際の参考にさせていただいております。

また、法令の基準に適合し、高い安全性を継続的に備えていると認められる宿泊施設には、防火基準適合表示制度に基づき、当局のホームページに掲載し、その安全・安心に関する情報をお知らせいたしております。

以上でございます。

○白石昌利議員

今、答弁でありましたように、立入検査等と、これを行っている。また、周知についても表示制度、適マーク制度、これに基づいてきちっとし

た形の公表を行っているというようなものが今の答弁であったと思います。

そこで、立入検査は実際、私ども一般の者が知ることはないんですが、この表示、こういったものについて、まだまだ一般の方が知り得ない情報というのにも確かにあるかと思っています。それで、この立入検査、公表制度のほかに、もっと市民の他の広域管内に住んでおられる方々が、こういったことが分かる、気づく、具体的な施策はこの佐賀広域消防局内でやられているのか。そこをお聞きいたします。

○木附雅彦予防課長

延べ面積300平方メートル未満の小規模な福祉施設等を新たに開設される際には、書類審査及び現地での消防検査を行い、消火、通報、避難要領等の防火管理面も含めた消防法令全般の指導を行っております。

また、消防用設備等の設置基準対象となる全ての建物には、消防用設備等点検結果報告書の提出指導を適宜行い、設備の不備を確認した際には、速やかに現地調査など、早期の段階での是正指導に取り組み、建物利用者の安全確保に努めております。

なお、消防法令が改正されました際には、構成市町の広報誌や当局のホームページに内容を掲載して周知するとともに、施設管理者の皆様へ文書を送付し、お知らせを行っているところでございます。

○白石昌利議員

今、3点ほど取組について述べておられました。

私は、やはり利用する方なんですよ。利用する方が安心して利用されているんだと。宿泊施設にしる、福祉施設にしる。だから、そういった方々が本当に安全な宿泊施設、福祉施設であるということをしかりと消防行政の中で指導を進めていただきたいというふうに思っております。この3つ、言われたことは大変大事なことだというふうに私も思いますので、これは引き続きやっていただきたい。

そして、私も3点ほどちょっと思ったところがあります。

1つは、多様化してきていますので、いろんな内容、情報が、予防課だけでは分からないようなこともあるかと思えます。

ですから、僕はこの広域管内によって情報の共有化、いろんな方の情報を、あそこにこういった施設があるんだけど、あれは分かっているのかなとか、対象物になっているのかなとか、設備はどうなっているのかなとか、お互い広域消防局内の職員の中で情報を密にして、そして、こういったものがあるんだなと分かったときにはすぐさま立入検査を実施して、設備の不備がないかどうか、そういったことをしっかりと取組をやっていただきたいなというふうに思っています。

それと、これは言われておりましたけれども、やはり目で見ると、見える化ですよ。利用する方が、この施設は確かに消防署が認めておられる建物だなというような、確かに今、表示制度というのがあるかと思うんですが、これはある程度大きな規模になってくるかと思えます。ですから、佐賀広域管内だけでマニュアル化してもいいと思うんですよ。こういった基準を使って小規模なところでもこういったものを、広域消防局が表示等を出すんだという、そして、利用される方にこの建物は安心ですよと、消防上は安心ですよということを知っていただく。だから僕は、こういったことも取り組んでいいのかなというふうに思うところです。特に今、多様化でいろんな施設がそういった形で使われているということも含めてお願いします。

それともう一つ、これは当初で消防職員の方の訓練の話をしておりました。これは、消防職員だけが訓練しても同じなんです。この建物を貸している方、また、利用されている方、オーナーさんとか、そういった方々もしっかりと消防訓練に努める必要があるかと思えます。建物の大きさじゃない。たとえ1人が宿泊する建物であってもしっかりと利用者、管理者は訓練をする必要があると私は思いますので、こういったこともある程度のマニュアルを決めていただいて、しっかりとやっていただきたい。

私は、使われた方が後で後悔されないように、

何でこういった設備がなかったんだろう、あっとけばよかったのに、そういったことがないような形の指導を佐賀広域消防局に期待するところです。

以上で私の質問を終わります。

○堤正之議長

ここで10分ほど休憩します。会議は11時05分に再開します。

午前10時55分 休憩

令和3年8月3日(火)

午前11時05分 再開

出席議員

1. 田中 英行	2. 田 渕 厚	3. 西 正博
4. 諸 泉 定次	5. 白 石 昌利	6. 原 口 ひさよ
7. 森 田 浩文	8. 多 良 光英	9. 中 村 宏志
10. 西 岡 真一	11. 久 米 勝也	12. 野 中 康弘
13. 川 副 龍之介	14. 久 米 勝博	15. 重 松 徹
16. 堤 正之	17. 中 山 重俊	18. 武 藤 恭博
19. 平 原 嘉徳	20. 山 下 明子	

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	秀 島 敏行	副広域連合長	横 尾 俊彦
副広域連合長	江里口 秀次	副広域連合長	松 本 茂幸
副広域連合長	伊 東 健吾	副広域連合長	伊 東 博己
監 査 委 員	力 久 剛	会 計 管 理 者	鷺 崎 ゆみ子
事 務 局 長	石 橋 祐次	消 防 局 長	高 島 直幸
消防副局長兼総務課長	片 渕 義孝	消防副局長兼警防課長	山 口 和俊
総務課長兼業務課長	宮 崎 直樹	認定審査課長兼給付課長	野 方 敏英
予 防 課 長	木 附 雅彦	情 報 指 令 課 長	渕 上 茂
佐賀消防署長	光 岡 潔和		

○堤正之議長

休憩前に続き会議を開きます。

広域連合一般に対する質問を続けます。

○山下明子議員

佐賀市の山下明子です。通告しております2つのテーマで質問をいたします。

まず、介護保険行政に関して、誰もが安心して必要な介護を利用できるようにするためにということで、総括では2点お伺いいたします。

この間、県内の高齢者施設において、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したケースがありました。佐賀中部広域連合管内においても、施設や利用者に対して、こうしたクラスターに対応した支援などがあったのかどうか、まずお伺いいたします。

次に、要介護認定の更新申請に関してなんですが、この間、更新申請の認定の有効期間が最初は12か月だったのが24か月、そして、今は36か月へと延長されております。高齢者の方たちの容体が急変していくということもあり得るわけですが、この間の認定有効期間延長の経過と当広域連合の対応はどうであったのかについて答弁を求めます。

次に、消防行政に関しては、応急手当普及啓発の取組について伺います。

けが人や急病人が発生した場合に、その場に居合わせた人、いわゆるバイスタンダーという人々が応急手当を速やかに行えば、救命効果の向上や治療の経過にもよい影響を与えるということは医学的にも明らかとされています。日本AED財団によりますと、日本では毎日多くの方々が高齢者突然死で命を失っており、その数は何と1年間に7万9,000人、1日200人、7分に1人が心臓停止で亡くなっていると言われております。実際の救急現場においても、バイスタンダーが応急手当を行い、救急隊に引き継ぎ、貴い命が救われたという事例は数多く報告されています。緊急の事態に遭遇したときに適切な応急手当を実施するためには、日頃から応急手当に関する知識と技術を学び、身につけておく必要があります。また、一人でも多くの人が応急手当をできるようにしておくことが求められていると考えます。

今、佐賀広域消防では住民に対する応急手当の普及啓発活動として、救命入門コース、普通救命講習のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、上級救命講習、そのほか、この応急手当普及をさらに広げるための応急手当普及員講習、指導員講習というものがあります。

まず、この応急手当普及員講習、指導員講習に関して、現時点での受講状況、また、この講習を受けた人々は誰に対して教えていいということになっているのか、このことについて明らかにしていただきたいと思っております。

以上、総括の質問といたします。

○野方敏英認定審査課長兼給付課長

初めに、本広域連合圏域内におけるクラスターが発生した事案への対応についてお答えいたします。

本広域連合におきましては、介護サービス事業所で利用者や職員の新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合には本広域連合へ報告してもらい、随時その状況について情報共有をしております。

本広域連合圏域内におきましても、事業所内でクラスターが発生した事案があり、その際には状況などの把握に努め、助言などを行ってまいりました。この事案では職員の間で感染が広がることがなかったため、運営法人内でのサービスの提供の調整などにより利用者に対応できたことを確認しております。

本広域連合圏域内におきましては、クラスターの発生による人員不足で事業運営の継続ができないなどの人的な支援を必要とする事態はこれまで発生しておりません。

次に、2番目の要介護認定更新期間の在り方に関する御質問にお答えいたします。

要介護認定を受けている高齢者は、介護保険制度が創設された平成12年度以降、増加傾向にあり、本広域連合におきましても、令和3年3月末時点の認定者数は1万9,711人で、制度開始時の認定者数8,018人の約2.5倍となっております。高齢化による要介護認定の申請件数の増加に伴い、認定事務負担が増大する中、申請から認定までの期間が全国的に長くなっており、速やかに認定を行え

る体制、仕組みの整備が大きな課題となっております。

要介護認定では、継続して介護や支援が必要と見込まれる期間、認定の有効期間を定めることとされており、引き続き介護などを要する場合には、その期間終了までに再度申請していただく、いわゆる更新申請を行う必要があります。また、有効期間内に状態が変化した場合には、介護度の変更を希望する変更申請を行うことで、要介護度の見直しができる仕組みとなっております。

平成12年4月の介護保険法施行後、要介護認定に関する制度改正が複数回行われており、近年では更新申請による認定の有効期間が徐々に延長されております。これらの法改正は申請件数を抑制し、認定事務負担を軽減することで申請から認定までの期間を短縮し、必要なサービスを速やかに利用できるよう、被保険者の利便性の向上を目的として行われております。

平成29年度には更新申請時の認定有効期間の上限が12か月から24か月に延長され、平成30年度にはさらに36か月に拡大されました。本広域連合においては、有効期間延長による影響を鑑み、要介護者のうち、更新申請の前後で介護度が変わらない者に限定して36か月を適用し、そのほかの更新申請には24か月上限とする取扱いを継続することといたしました。

令和3年の制度改正では、更新申請において申請前後で介護度が変わらない場合に有効期間の上限が36か月から48か月に延長されました。平成30年度の制度改正から3年が経過し、本広域連合においては、必要に応じ変更申請が行われ、被保険者に対する大きな問題などは見られていないことから、令和3年4月1日以降の更新申請については国の制度に沿った運用をしております。

なお、要介護認定の有効期間の上限は申請区分に応じて定められておりますが、最終的には介護認定審査会において主治医意見書や介護状況などを記載した特記事項を基に、医療、保健、福祉の専門職による審査が行われ、適正に決定されております。

以上でございます。

○山口和俊消防副局長兼警防課長

応急手当普及員と応急手当指導員に関しては、本局が定めます応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱に基づき認定しております。

応急手当普及員は、主として事業所、または防災組織等において、自ら所属する事業所の従業員、または防災組織等の構成員に対して普通救命講習の指導を行うことができます。応急手当普及員の資格取得には24時間の受講が必要となります。応急手当指導員は消防署で行う普通救命講習、または上級救命講習や住民の要請に応じて本局が指導者を派遣して行う出前講座の受講者に対し、指導が可能となっております。

応急手当指導員になるためには応急手当普及員の資格が必要で、さらに16時間の追加講習を受講すると認定されます。

本局における認定者数は、令和3年7月末時点で応急手当普及員が83名、応急手当指導員が348名となっております。

以上でございます。

○山下明子議員

それでは、一問一答に入りたいと思います。

一問一答、まず、介護保険行政に関しては、2つ目の更新申請のことから伺います。

これまでは更新申請前後の介護度が同じであった要介護者のみを36か月としていたけれども、今後は国がいう48か月という流れに沿って対応したいということだったんですが、この一、二年、コロナの関係で、いろいろ施設に入所されている方と家族が面会できないとか、あるいはじっとしているために不活発化症候群といいますか、そういうことが起きて、あまりいい状態でなくなるという指摘もされております。

それで、卑近な例で申し訳ないんですが、私の父が1年間入所している中で、要介護1から今回4になったんですね。一気に変わったと。そういうふうな例というのが結構出てくる可能性はなかったのかなということもあって、この質問をしてきたわけなんです。更新申請の認定有効期間が36月とか48月とかなったことによって、ケアマネジャーの方の関わりが少なくなって、状態変化

の把握に遅れが生じるといったようなことはないのかどうか、この点について確認しておきたいと思います。

○野方敏英認定審査課長兼給付課長

議員の御質問にお答えいたします。

介護保険法施行規則の改正により、平成29年度以降、要介護認定の有効期間が段階的に延長されておりますが、有効期間内であっても、被保険者の状況が変化した場合は、本人やケアマネジャーなどが変更申請を行うことが可能となっております。

本広域連合では、平成30年度から有効期間が36か月と延長されたことで、加齢や急病などの突発事項による状況変化に伴う変更申請の増加を見込んでおりました。改正から3年を経過した令和2年度までの申請全体における変更申請の割合は、有効期間延長の影響を受けない平成30年度が9.2%、令和元年度が7.4%でした。そして、有効期間延長の影響を受ける令和2年度は11.4%であり、大きな増加は見られませんでした。また、有効期間延長による被保険者からの苦情などもあっておりません。

なお、ケアマネジャーは認定者の状況などを定期的に把握することが義務づけられております。その過程で状況変化などが見られた場合は必要に応じて変更申請を行うことから、更新期間の延長による影響は少ないと考えております。

○山下明子議員

大きな変化はなかったということではありますが、9.2%から11.4%と、少し動きはあっているようで、とはいっても、ケアマネジャーとしては定期的に見ているので、変化があったら更新するということですので、そこはいいかと思いますが、大きな変化ということが今後出てこないのかどうかというところは、ぜひ見ていただきたいというふうに思います。

それでは、最初のクラスターの発生に関してなんですが、広域連合圏内でクラスターは発生したけれども、法人内での対応で済んだということだったんですが、いわゆるグループ法人をつくるほどでもない小規模の事業所の場合には、横の連

携だとか、いろいろな意味でのフォローというのが必要になると思うんですが、その点に関しては連合としてはどういう対応となるのでしょうか。

○野方敏英認定審査課長兼給付課長

高齢者が入居する施設でクラスターが発生した場合には、在宅サービスと異なり、入居する施設を変えることや代替サービスの調整で対応することが困難です。そのため、施設でクラスターが発生し、緊急を要する事態になったとしても、入居者に対するサービスを継続させることが重要となります。そのような緊急事態におきましても、施設の入居者に必要なサービスが安定して継続的に提供できるように、県と高齢者入所施設の関係団体が連携して、感染症が発生した法人へ協力施設から応援職員を派遣する体制が構築されております。さらに、利用者、または職員に感染者が発生した事業所や施設などを対象に、応援職員の派遣に係る経費などに対して県の補助も準備されております。

本広域連合では、このような支援策の周知を図るとともに、実際にクラスターが発生した事業所に対しましては、利用者へのサービス継続に必要な人員が確保できるように助言を行うこととしております。

以上でございます。

○山下明子議員

横の連携といいますか、支援をする体制にはあるということですか。

今回、コロナ禍において、利用者の利用控えで採算が取れなくなったとか、あるいは感染に対する恐れなどを原因として、職員の方、スタッフの方が離職したため人員が不足した事業所があるといったことが全国でも報道をされておりましたが、こうした新型コロナウイルス感染症の影響によって休止や廃止となった事業所はなかったのかどうか、伺います。

○野方敏英認定審査課長兼給付課長

本広域連合圏域内におきましては、議員が言われるような新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の利用控えや感染を恐れた職員の離職を原因とする休止、また、廃止の届出はあっており

ません。

ただし、緊急事態宣言の発令や新型コロナウイルス感染症の発生により一時的に休止期間を設けた事業所は幾つかありましたが、一、二週間後には事業を再開されております。

以上でございます。

○山下明子議員

直接それを原因とする休止や廃業はないということなのですが、実際には事業所の休止や廃止の届出があっているようなのですが、どういう理由によるものなのか、令和2年度に関して状況をお示しいただきたいと思います。

○野方敏英認定審査課長兼給付課長

令和2年度の休止や廃止の届出の状況を申し上げますと、休止事業所14件のうち、人員不足や有資格者の配置が困難であることを理由とするものが8件、そのほか、経営上の問題などを理由とするものが6件届出がっております。

また、廃止事業所24件のうち、運営法人の変更を理由とするものが8件、人員不足や有資格者の配置が困難であることを理由とするものが6件、そのほか、経営上の問題などを理由とするものが10件届出がっております。

以上でございます。

○山下明子議員

休止のほうでも、休止事業所14件のうち、人員不足や有資格者の配置困難が8件、それから、廃止事業所のほうでも同じような理由で6件ということで、人材に関する理由で休止や廃止をするという事業所が一定程度はあるようなのですが、そうなりますと、その事業所を利用してこられた高齢者の方は行き場がなくなってしまうというおそれがあるわけなのですが、そういったことにならないように、やはり人材の確保が必要となると思います。

これまでも繰り返し人材確保の問題、やり取りもされてきたと思いますけれども、連合が行っている介護現場への定着も含めた取組の状況というのはどうなっているか、お示してください。

○野方敏英認定審査課長兼給付課長

本広域連合における介護人材の確保の取組につ

きまして、まず、介護現場への定着や離職防止に係る主な取組を申し上げます。

1つ目は、介護報酬の処遇改善加算や特定処遇改善加算の制度の活用促進です。この加算制度の活用が進むことで、賃金アップや職場環境の改善が図られるため、加算の新規取得やより上位の加算区分の取得を促しております。

2つ目は、国などの労働部局や関係団体との連携により介護職員の労働環境改善を図っております。これにつきましては、本広域連合が今年6月に実施しました集団指導におきまして、佐賀労働基準監督署から介護従事者の腰痛予防対策などについて説明していただきました。

3つ目は、介護現場におけるハラスメント対策の推進です。これに関しましては、令和3年度から全ての介護サービスを対象に、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、利用者やその家族などからの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントの防止への取組を進めることになっております。

本広域連合では、ハラスメントによる離職防止に向けて事業所への指導を行ってまいります。そのほか、本広域連合では、介護現場の新規就労を促すために、県が開設した介護事業所を紹介するウェブサイト「介の助」への積極的な登録を事業所に対して促しております。

介護人材の確保につきましては重要な課題と考えておりますので、介護を必要とする高齢者に安定的にサービスが提供できるように努めてまいります。

以上でございます。

○山下明子議員

いろいろと取り組まれているようなのですが、やはり賃金改善や職場環境改善につながる処遇改善加算などというのは、いわゆる介護報酬に上乘せをされていくことになりますから、利用者負担にもつながっていくわけですね。ですから、これも繰り返し指摘しておりますが、利用者負担につながらない形での抜本的な処遇改善の仕組みを国に対して提起するとか、また、先ほど白石議員の質問で女性消防士の募集のことが言われていま

したけれども、保育士や学童保育の指導員を増やしたいといったときにも、その役割、夢を持ってもらいたいとか、いろんな提起をする情報発信なども行われていますが、そういった立場で、県は県として情報発信事業をされていると思いますけれども、広域連合の中でも以前、介護事業所に働く人たちにスポットを当てたような発信を広報誌でされていたような形での、何かもうちょっとそういうことも含めての対応というものももっと考えられるのではないかなというふうに思います。

今までいろいろとやられてきているけれども、やはり結局人材確保ができないために休止、廃止に追い込まれていくという状態はぜひとも避けていきたいというふうにみんな思っていると思うんですが、本当にその辺での考えというのをいま一度、決意といいますか、提起の仕方だとか、そういうことも含めてどう考えておられるか、お答えいただきたいと思います。

○野方敏英認定審査課長兼給付課長

いま一度ということでございますので、お答えいたします。

先ほども申しましたが、特に集団指導におきまして、各事業所に対しまして、各サービス分野ごとに分けまして、指導といいますか、行っております。そういった中で、事業所の職員の方と直接接する機会ということで、こちらから申しますところではいいますと、事業所における実態であるとか、そういったところも見えてくる部分もありますので、そういったところを聞きながら、また、実地指導の中でも現場の声というのも聞けますので、そういったところで職員の定着に向けた取組、指導助言を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○山下明子議員

ぜひそういう声をつかんで、実情にかみ合った対応策を進めていただきたいというふうに思います。

次に、地域での受皿についてというふうにしておりますけれども、住み慣れた地域で、その人らしく過ごせるようにということの一環ということもあるかと思いますが、在宅の高齢者を対象にし

た、1つは住民主体のサービスといったものがございまして、今の住民主体のサービスに関しては提供の状況というのはどうなっているのか、お答えください。

○野方敏英認定審査課長兼給付課長

いわゆる住民主体型としての位置づけといいますのは、ごみ出しや掃除、洗濯、買物などの支援を行う訪問型サービスBというのがございます。それから、運動やレクリエーションなどの介護予防活動を行う通所型サービスBがありますが、現在は小城市と佐賀市が補助事業としてサービスを実施されております。また、介護予防活動などへの送迎を実施する訪問型サービスDといたしますが、これにつきましては佐賀市のほうで実施をされておりまして、この運用も住民主体のサービスと言えます。

令和2年度の利用状況としましては、訪問型サービスBが60人、通所型サービスBが53人、訪問型サービスDは124人が利用されております。

そのサービスの担い手ですが、小城市においては社会福祉協議会が運営されており、佐賀市においては5団体がありますが、NPO法人やまちづくり協議会、地域のボランティア団体などが運営されております。

以上でございます。

○山下明子議員

主に生活支援の分野ということになっていくかと思うんですけれども、この住民主体のサービスを私は絶対的に駄目だと否定するつもりはさらさらなわけなんですけど、そうはいっても、今、実際には小城市と佐賀市でだけだと。だから、神崎市、多久市、吉野ヶ里町ではこれが展開されていないということになるかと思うんですね。同じ佐賀市であっても、広い佐賀市の中で、ある校区だけとか、そういうことになっておりますから、地域によって住民活動の受皿といいますか、活動する担い手の力の違いがあるわけなので、担い手の格差というのが出てくる。それから、高齢化の中で、担い手自身が高齢者の方たちである場合には次が続かないということで、そのサービスがだんだん立ち消えになっていくのではないかと

心配もあるわけですよ。

ですから、そういう点での今後の想定といえますか、つまり広がっていない状態、地域間格差だとか将来的な担い手の問題などはどう考えておられるのか、お答えください。

○野方敏英認定審査課長兼給付課長

議員御指摘のとおり、住民主体サービスの場合はそれぞれの地域によって住民活動には違いがありますので、その活動内容にも差があったり、担い手が不足している地域があるということは認識しているところです。確かにそのような課題も抱えているところですが、令和3年度の計画におきまして佐賀市では拡大を予定されており、令和3年7月末現在では既に1団体増えています。また、神埼市でも新規事業の検討をされており、住民主体のサービスは広がりつつあります。

このような住民主体のサービスの構築については、地域の実情を把握している構成市町の役割が重要となってきます。高齢者が安心して地域で暮らしていけるように、本広域連合と構成市町がそれぞれの役割に応じて多様なサービスの充実を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○山下明子議員

私は住民主体のサービスを否定するわけではないと言いましたが、そこに乗っかり過ぎてしまうと、結局そこから外れた人たちはサービスから取り残されていくということになるので、最終的にはやはり公の責任というものがないと支えられないというふうに思います。

ですから、どうフォローするのかということと、それから、もちろん地域によっての地理的な条件だとか、いろんなやり方で違いは出てくるかとは思いますが、最終的には広域連合圏内に暮らす方たちが安心して過ごせるようにしていく、それから、安心して必要な介助や介護を受けることができるようにするためにどうするかということは、公の責任として、ぜひぜひきちんと考えていただきたいということは指摘しておきたいと思っております。

最後に、保険料、利用料の負担軽減に関して伺

います。

今、介護給付サービスに関して、私、今アンケートを取っているんですけども、介護保険、あるいは国民健康保険の負担を軽くしてほしいというのは、いつもいつも要望が高いんですね。介護保険に関していうと、高齢者御自身だけでなく、介護家族の方にとってもこの負担を軽くしてほしいという答えが結構出てきますので、若年世帯、30代とか40代の方々でも介護保険の負担を軽くしてほしいという回答が結構返ってくるんですよ。

それで、今、いわゆる高額介護サービスという制度で一定以上の利用料に関しては軽減する制度は共通してあります。ところが、一定額に満たない場合には、社会福祉法人が行っているサービスに関しては、その社会福祉法人の判断で軽減されるという制度がありますよね。でも、いろいろな状況で、社会福祉法人のサービスではない、それ以外の事業所のサービスを受けている人は、そういう軽減策は受けられないということになって、これはやっぱり不公平ではないのかなというふうに思います。

もう一つは、社会福祉法人自体も、いわゆる社会福祉法人の社会的な使命にのっとってということで期待されて、こういう制度になっていますが、社会福祉法人も軽減した分は何の裏づけもない、全く自分たちの持ち出しになっていくわけなので、それはそれで、やはりしんどいものがあるのではないかとこのように思います。

ですから、今、高額介護サービスというふうになっていること以外の一定額以下のところでも、必要な方たちにきちんと軽減ができるような制度というものがどうしても必要ではないかというふうに思います。これを中部広域連合で対応できればいいわけですが、どうしても無理だというのであれば、事業者にも負担がかからない形で利用者負担軽減が図れるように、これは国への要望というものが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○野方敏英認定審査課長兼給付課長

利用した介護サービスの事業所が社会福祉法人であれば社会福祉法人利用者負担軽減制度の対象

となり、条件を満たせば利用料の軽減を受けることができます。しかし、利用する事業所が社会福祉法人でなければ軽減を受けられないということは、利用者にとりましては確かに不平等なことだと考えられます。

この社会福祉法人利用者負担軽減制度は介護保険法以外の制度でありますので、介護保険の保険者である本広域連合としましては、利用料の在り方を考える上では介護保険制度の運用状況を見ていく必要があると考えております。

介護保険制度における利用料の軽減策としましては、高額介護サービス費や食費、居住費を補足給付する特定入所者介護サービス費などの軽減策があります。また、利用料につきましては、所得段階ごとに負担割合が設定されているなど、利用者の所得などに応じた制度設計がなされております。第8期の介護保険制度改正におきましても、利用料に係る見直しが行われましたが、専門家による国の社会保障審議会での公平性などが十分に検討された結果を反映した制度になっていると考えております。

しかし、今後、介護保険制度を運用する中で、事業者や利用者などの声を聞きながら、必要に応じて全国市長会や全国介護保険広域化推進会議などを通じて国へ要望することも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○山下明子議員

国に対して要望することも検討していきたいということですが、ぜひ社会福祉法人の負担軽減制度だけでいいと思うのか、そうじゃないほうがいいんじゃないかということは、黙っていても皆さんの認識にならないと思いますので、ぜひ議会でこういう話がありましたよということを含めて、関係の横の連携の中で問題提起もしていただきながら、ぜひ国に要望もしていただきたいというふうに思います。

それから、今度は保険料に関してです。

第8期の保険料は今回は据置きになりましたが、やはり保険料の額は当初から比べて上昇しております。被保険者の負担は増しております。

そういう中で、令和2年度の保険料の減免実績はどうなっているのでしょうか、お答えください。

○宮崎直樹総務課長兼業務課長

それでは、介護保険料の減免状況についてお答えいたします。

介護保険料の減免の対象は、生活困窮、収入減、収監、災害となっております。また、これに加えて、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置を新設しております。

令和2年度の減免件数及びその金額は、全体で90件、約554万7,000円となっております。その内訳は、新型コロナウイルス感染症の影響による減免が80件、約540万円、生活困窮による減免が6件、約8万6,000円、収入減による減免が2件、約1万4,000円、収監による減免が2件、約4万7,000円、災害による減免についてはございませんでした。

以上でございます。

○山下明子議員

これもいつも指摘してまいりましたけれども、今回はコロナの関係での減免が割とあって、それが80件ということで、それを除きますと、やはり生活困窮と収入減と収監を合わせても10件、生活困窮と収入減だけだと8件で、およそ10万円ということになりますね。

私はこれまで各広域連合への視察の機会がありましたときに、この減免の状況はどうなっているのかなということを気をつけて見てきたんですけども、よそに比べて、佐賀中部広域連合はやっぱり桁違いに少ないという印象を持っています。3桁の負担軽減の実績があるところもあれば、2桁の上のほう、100件近いところとか、少なくとも50件、60件あるというのは割りかしあるんですね。国との関係で、国は一律の減免は駄目ですよとか、一定の基準を設けて一般財源の投入はしないようにとか、そういうことを言ってきていますけれども、同じような国からの3原則といえますかね、そういうものを受けながらも、これだけ件数が違うというのは、細かいところで要件が厳しいということがあるのではないかというふうに思うんですね。

その点で、減免基準の緩和ができないのかどうか、伺います。

○宮崎直樹総務課長兼業務課長

減免件数が少ないのではないかと御質問ですが、まず、本広域連合では、全戸配付であります広域連合だより、構成市町の広報誌、また、納付通知書に同封しておりますリーフレットで全被保険者への減免税度の周知に取り組んでおります。しかし、生活が困窮されている方からの減免など、相談件数自体が少ない状況であります。

基準が厳しいからではないのかという御指摘でございますけど、被保険者の納付意識の影響なども考えられますので、この基準が厳しいから減免件数が非常に少なくなっているという、基準が減免件数に大きな影響を与えているとは考え難いと認識しております。

本広域連合の減免の考え方ですけど、介護保険が介護を社会全体で支え合う制度であることから、国の基本指針では介護保険料の全額免除、収入のみに着目した一律免除、介護保険料の減免分に対する一般財源の投入については適当でないと示されております。また、所得の低い第1段階から第3段階までの被保険者の介護保険料につきましても、公費の投入による負担軽減がなされております。

本広域連合では、このような国の指針や低所得者軽減策を踏まえた減免の取扱いとしておりますので、現行の減免基準での運用を考えております。

以上でございます。

○山下明子議員

そうはいつでも、よそとの違いは何なのかといった分析はぜひしていただきたいと思えます。

もう一つは、保険料の額が当初から比べて上昇しているということに関して、今までも高額所得のところの多段階化など、もう少し工夫ができないのかといったことを提起もしてまいりましたが、第8期はそのままきました。

次に向けてということも含めて、多段階化による保険料の引下げということができないのか、考え方について伺いたいと思えます。

○宮崎直樹総務課長兼業務課長

多段階化に関する御質問ですが、介護保険料の所得段階につきましても以前から多段階化に取り組んでおり、第6期からは国が示す基準である9段階に対し、高所得者層の所得段階を増やしまして11段階としております。

さらなる多段階化につきましても、第8期事業計画策定の際にも検討いたしました。介護保険料の基準額を据え置いたことや収納状況を勘案いたしまして、現状の11段階としております。今後も事業計画を策定する際には多段階化の影響、効果を分析するなど、検討を行っていくこととしております。

以上でございます。

○山下明子議員

今回は検討したけれども、あまり効果がないということで、このままでしたと、今後また検討はしていきたいということだったんですが、やはりなるべく刻みを細かくしながら、実情に合わせた対応をしてほしいという声というのは結構あります。ぜひそういう点は酌み取っていただきたいというふうに思います。

以上、介護保険に関しては質問を終わります。

続いて、消防行政、応急手当普及啓発の取組について一問一答を続けていきたいと思えます。

応急手当普及員の役割、それから、指導員の役割に関して、その人数とともにお答えいただいたわけですが、普及員に関しては自らが所属する組織に対しての講習はできますよと、指導員は求めに応じてどこにでも出かけていっていいんだということだったと思うんですね。そうなりますと、応急手当の普及啓発をより広げていく上で、普及員と指導員の役割というのはかなり大きいものがあると思うんですけれども、3年という有効期間がありますよね。この有効期間の更新についての手だてがどうなっているのか、それぞれお答えください。

○山口和俊消防副局長兼警防課長

応急手当普及員の更新についてお答えいたします。

資格の有効期限は資格認定日から3年で失効となります。ただし、失効前に再講習を受講した場

合はさらに3年間有効となります。この再講習は受講者の要望に応じて開催いたしております。

基本的には資格に関しては自ら管理し、更新をしてほしいところではありますが、中には有効期限を忘れ、失効される方、失効後に更新のお問合せをされる方もいらっしゃいます。このようなことから、更新期限を迎える方については、今年度から事前に案内文を送付し、更新をお願いしているところがございます。そのほか、本局ホームページに応急手当普及員の再講習の案内を行っております。

次に、応急手当指導員の更新についてお答えいたします。

更新に関しましては、応急手当普及員と同様で、認定日から3年、失効前に再講習を受講した場合はさらに3年間有効となります。

なお、認定時に消防職員であれば、消防機関を退職した日から3年で失効となります。再講習に関しましては、要請があれば応急手当普及員再講習に準じ対応いたしたいと考えております。

○山下明子議員

普及員に関しては、ホームページなどで更新の案内を確かに行っておられますね。普及員の修了証をもらったら、次は3年ですよ、いついつですよということが分かるんですけども、指導員に関しては、さっき348名というふうに言われましたが、普及員の83名に比べて大変多いと思うんですけども、多くが消防職員の方たちということで、退任された後、地域で活動をするとか、いろんなところでやっていこうと思ったら、自ら資格を更新しないといけないということになると思います。消防職員でない一般の方で指導員になっている方もあるわけですよ。そうなったときに、こんな話を聞きました。これはある消防職員OBの方なんですけれども、資格更新しようと思ったら、佐賀県内で更新の講習が行われていないということで、なので、県外でやらなきゃいけないのかということで、機会を失ってしまい、残念ながら資格を失ってしまったというケースがあるというふうに聞きました。

せっかくそういう資格を持っている方たちがそ

れを生かして、地域やいろんなところで幅広く活動していくためには、この指導員の資格の手続きもきちんと明らかにされなくてはいけないと思うんですが、これはホームページでもその分が載っていないし、いつ、どこで、誰がやるのかというのが分からないままということで、これは大変もったいないと思うんですけども、これに関して更新と周知方法についてどのようにお考えか、お答えください。

○山口和俊消防副局長兼警防課長

応急手当指導員は、応急手当に関する専門的な知識や技術を持ち、我々消防機関の応急手当普及啓発にもつながりますことから、応急手当普及員同様に、ホームページ等を通じて更新の御案内を実施したいと考えております。

応急手当指導員の資格取得に興味をお持ちの方もおられると思いますので、応急手当普及員講習時や更新時に御案内し、さらなる応急手当普及啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山下明子議員

では、指導員に関しては今まであまりされていなかったけれども、今後、ホームページでの周知、あるいは普及員としての資格を取ったときも含めて通知をしていくということですね。ぜひそれを進めていただきたいと思います。

最後に、拡充を求めるというふうに書いているところなんですけど、せんだって広域消防佐賀消防署の改築に合わせた落成式に参加をさせていただきまして、そこで、今回新設された防災学習広場も見せていただきました。大変興味深いといいますが、熊本地震とか、東日本大震災のときの揺れ方を体験する、あるいは震災後の室内の状況を見せるとか、また、豪雨時にずぼっと入ってしまったら大変ですよという体験をする場所だとか、いろいろいいなというふうに思ったんですけども、最後、ずっと見て回ったときに何か足りないなと思ったんですよ。今回、この質問を考えながら思い出したのは、要するにあの防災学習広場に救命救急の体験コーナーがないということなんです。冒頭申し上げましたように、いろいろな傷病者が

出たときに、バイスタンダーがどれだけたくさんいて、勇気を持って一步踏み出すかということが求められるようになったときに、震災や風水害で同時に多くの傷病者が出たというときには、平時のような救急出動というのは当然期待されないわけなんですよね。となると、当然いかにそういう人たちが増えているか、自主的に救うことができる状況をいかにつくるかということが大事だと思います。

そうなったときに、この防災学習広場にぜひ心肺蘇生の体験コーナーというのをつくってはどうかというふうに思います。特に、子供たちが子供クラブだとか学校で見学に行くということもあると思いますが、今、小学生を対象に、キッズハートといって、小さなハートマークの器具で胸骨圧迫をするツールがあったりしますし、それから、もちろん大人の方に関しては、人体模型とAEDのデモ機を置くとか、いずれにしろ、救命救急に関しての体験コーナーということを、せっかくあそここの場所がありながら、ないのはもったいないというふうに思いますし、応急手当普及を広げていくという立場からも、ぜひこの新設、加えていただきたいということを提案いたしますが、いかがでしょうか。

○山口和俊消防副局長兼警防課長

楽しく学んで知って、災害に備えるための防災学習広場を開設しております。身近な暮らしの中から災害の視点と防災力を学ぶ佐賀散歩コーナー、消防署の日々の業務や消防車両について学ぶ佐賀消防コーナー、シミュレーターによる地震、風水害や避難体験を通して災害が起きたときの危険や正しい行動、備えについて学ぶ地震・風水害体験コーナーなどを設けております。

議員提案の心肺蘇生法体験コーナーについてですが、災害時や救急現場において救命効果の向上には、救急現場に居合わせた人、いわゆるバイスタンダーによる応急手当の実施が重要と考えております。本局には小・中学生を対象とした心肺蘇生法講習会で使用いたしております胸骨圧迫トレーニングツールがございますので、この資機材の展示や、希望があれば体験していただく、これ

によりさらなる応急手当普及啓発に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○山下明子議員

ということは、心肺蘇生体験コーナーは新しくつくりますよということだったと思いますので、ぜひ早く実現をしていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○堤正之議長

12時を過ぎましたが、一般質問を継続いたしたいと思います。

○諸泉定次議員

小城市の諸泉であります。議長の計らいにより、このまま続けて質問ということでもありますので、皆さんお疲れのところではありますけれども、私も簡潔にやりますので、最後までお付き合いをお願いしたいと思います。

まず、消防行政について質問をいたします。

救急隊の終末期の対応についての質問であります。

各地の消防本部や救急隊、医師らでつくる日本臨床救急医学会は、2017年4月に終末期で心肺停止した患者に対し、救急隊が蘇生措置を実施するかどうかの判断の際の指針を公表しております。本人が蘇生を望まない意思を事前に書面で残し、かかりつけ医らの指示が確認できた場合、救急隊に蘇生中止を認める内容で、対応ルールを初めて指針で明確化しております。

このような事案は大都会が数多くあるのではと推測しておりましたが、佐賀広域消防圏内でもこのような事案があったのかどうか、あったとすれば直近のここ2年ぐらいで何件あったのか、まず総括質問をいたします。

また、今年3月28日から運用開始した防災ヘリは、全国的に見れば沖縄県と佐賀県だけがこれまで配備をされておりました。沖縄県は米軍基地での航空管制が厳しく、実質的には佐賀県が最後の防災ヘリの配備となっております。

そこで、大きくは、防災ヘリは大規模災害や海難、山岳、離島等での被災者救済を主とし、ドクターヘリは動く治療室と言われる医師が同乗して

救急治療を行うとしておりますが、ケースによってはドクターヘリで対応できないところを防災ヘリがカバーする側面もあるかと思いますが、どういった判断で防災ヘリとドクターヘリの出動要請をされるのか、質問をいたします。

次に、介護行政ですが、私の質問は2問ありますが、この2問ともこれまで言い尽くされてきたことですが、おさらいも含めて再度質問いたします。

まず、高齢者虐待防止の指導、援助について、広域連合として、この高齢者虐待についてなかなか表面化しづらく、また、事業者が全て把握しているわけでもありません。しかし、現実には高齢者への虐待でストレスが高まったり、また、介護職場での人員不足や労働環境の劣化で虐待を起しています。

そこで、高齢者とその介護に当たる人たちが不幸な事態に陥らないよう、地域の人たちの理解や、行政、介護関係者によるきめ細かなサポートが求められています。広域連合としてどのような指導を行っているのか、質問いたします。

また、もう一問ですが、これもまた言われ続けたことですが、特別養護老人ホーム入所基準が厳格化され、要介護1・2の人たちが原則入所できなくなり、数字上は待機者が減ったかのように見えますが、とんでもなく、数字に表れない待機者は数多く存在します。国は、在宅介護はできないから、介護保険制度で社会的に高齢者の介護を見ろということで介護保険制度が始まったわけですが、また在宅介護を増やす方向で、何のための介護保険制度かと怒りさえ覚えます。

そこで、佐賀広域連合での特養での待機者の現状について、まず総括質問といたします。

○山口和俊消防副局長兼警防課長

過去2年間において、本局救急隊が対応した救急件数についてお答えいたします。

本局の救急出動件数は、平成31年及び令和元年で1万5,308件、令和2年で1万3,934件となっております。このうち、救急現場で心肺蘇生を拒否された場合や、書面により心肺蘇生を望まないとい

う傷病者の意思を関係者から伝えられた事案は、平成31年及び令和元年に16件、令和2年に24件あり、合計40件となっております。

この40件のうち、救急搬送に至った事案が33件で、心肺蘇生を継続した事案が25件、医師からの指示により心肺蘇生を中止した事案が8件となっております。

以上でございます。

○洲上茂情報指令課長

ドクターヘリと防災ヘリの出動要請の区別についてお答えいたします。

ドクターヘリや防災ヘリには機体ごとの特性があり、その特性を考慮して出動要請を行っております。

まず、ドクターヘリにつきましては、各種医療機器を備え、救急医療に特化した機体でありますので、ヘリでの救助活動を必要としない救急事案に要請をしております。

要請時の基準につきましては、佐賀県ドクターヘリ出動要請基準の中で、車両に閉じ込められている、機械に挟まれた、急激な胸痛や頭痛などのキーワードが定められており、通報内容とキーワードが一致すれば指令センターから要請を行います。

次に、防災ヘリにつきましては、救助、救急、火災や情報収集活動など、多目的に使用できるように設計された機体であり、各種災害の通報時に差し迫った必要がある場合は防災ヘリ緊急運航要領に基づいて指令センターから出動要請を行います。

それ以外にも、出動途上や現場到着後の出動隊の判断でドクターヘリや防災ヘリを要請することもございます。

天候不良時における飛行の判断については、防災ヘリに関しましては、各種気象条件を検討した後、佐賀県防災航空センターの運航管理責任者が判断をいたします。ドクターヘリに関しましては防災ヘリと同じく、各種気象条件を基に、機長が判断をいたします。このように、ヘリの飛行の判断に関しましては指令センターに権限がなく、佐賀県防災航空センターやドクターヘリ運航セン

ター側の判断となります。

なお、天候不良や機体整備などで運航中止が発生する場合は事前に連絡があり、指令センターと運航状況の共有を図っています。

以上でございます。

○野方敏英認定審査課長兼給付課長

初めに、高齢者虐待防止に関する本広域連合の介護サービス事業所への対応についてお答えします。

本広域連合が指導監督を行うこととなっている介護サービス事業所に対しましては、よりよいケアの実現に向け、集団指導や実地指導を行っております。毎年、講習会形式で行っている集団指導では、高齢者虐待防止法における高齢者虐待の定義やその内容について説明を行っております。また、施設や事業所の従事者は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることから、虐待の早期発見努力義務や発見した場合の通報義務があることについても周知を図っております。事業所を定期的に訪問して実施する実地指導では、虐待防止に関するマニュアル整備や職員研修の実施状況を確認しております。

このような定期的に行う指導の機会において、高齢者に対するどういった行為が虐待に該当するかについて理解を促し、事業所において虐待防止の取組が促進されるように努めております。

次に、本広域連合圏域内における特別養護老人ホームの入所待ちをされている待機者の現状についてお答えいたします。

特別養護老人ホームの待機者は、令和2年4月1日時点での県の調査によりますと、佐賀市479人、多久市34人、小城市172人、神埼市64人、吉野ヶ里町22人となっております。また、待機者の現在の居場所を見ても、介護老人保健施設や別の特別養護老人ホームなどの入所施設におられる方が154人、グループホームや有料老人ホームなどの居住施設におられる方が195人、病院などにおられる方が221人、そして、在宅の方は201人となっております。

この在宅の待機者201人の介護度別の人数を見ても、特別養護老人ホームの入所の対象で

あります要介護3以上の方は159人、それ以外の介護度の方は42人となっております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

それでは、一問一答を行います。

まず、消防行政についてでありますけれども、心肺蘇生を望まない救急事案はどのようなケースやどのような場所から要請されるのか、質問いたします。

○山口和俊消防副局長兼警防課長

発生場所の多くは老人福祉施設となっており、傷病者が心肺蘇生を望んでいないことを施設の職員が認識しておらず、救急要請に至る場合がございます。また、住宅において御家族や周囲の方が傷病者が心肺停止状態になっているのか分からず、救急要請に至る場合もございます。

以上でございます。

○諸泉定次議員

心肺蘇生の実施を望まない救急事案における医師との確認、連絡はどのようにされているのか、質問いたします。

○山口和俊消防副局長兼警防課長

心肺蘇生を希望しない旨が示された場合は、書面の内容を確認した上で、かかりつけ等の医師に直接連絡を取り、具体的な指示を受けることができる場合に限り、心肺蘇生を中止する場合がございます。しかし、本局救急隊には書面による提示や心肺蘇生の中止を求められた場合であっても、医師の具体的な指示があるまでは原則として救命処置を継続するよう指導しております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

それで、私は思うんですけれども、心肺蘇生の実施を望まない救急事案で、私は救急隊の人たちは業務上、人命救助というのが第一で、そのための訓練や研修で、日々24時間体制で人命救助のために奮闘されている。そういう中で、心肺蘇生を望まないとなれば、本人や家族の意向もよく聞けば理解できるかもしれませんが、救急隊にとっては自分の仕事を否定されたような、何のために一刻を争う中で心肺蘇生を中止するのか、虚しさ、

やるせなさ、ましてや幼い命の終末などに直面すれば、隊員のストレスは大変なものというふうに思いますけれども、そうした場合、そういうストレス解消についてどのようにされているのか、質問をいたします。

○山口和俊消防副局長兼警防課長

救急隊は救命処置を行いながら、迅速に医療機関へ搬送する責務を負っております。しかし、一分一秒を争う救急現場で心肺蘇生を望まない意思が示されますと、隊員は処置を継続、もしくは中止すべきか判断に大変苦慮することになり、業務上のストレス因子になっているのが現状です。

そのため、救急現場からの帰途中や帰署後において隊員間で状況を振り返り、情報を共有することでストレスの緩和や精神的な不調を未然に防ぐよう努めております。また、職員の心の健康の保持と増進を目的とするメンタルヘルスケア実施要領や惨事ストレスケア実施基準を定め、ストレス対処に関する研修や組織内における相談体制の整備、こういうものを行っており、職員のメンタルヘルスケアの支援について万全を期しているところでございます。

以上でございます。

○諸泉定次議員

ぜひ万全を期していただきたいと思います。

次の一問一答ですが、ドクターヘリと防災ヘリの連携体制についてどのようにされているのか、質問をいたします。

○淵上茂情報指令課長

ドクターヘリと防災ヘリの連携体制についてお答えいたします。

まず、救急に関しましては、佐賀県ドクターヘリが配備されておりますので、ドクターヘリを最優先とし、佐賀県ドクターヘリが出動できない場合にも、隣県の福岡県や長崎県のドクターヘリを要請しております。しかしながら、複数の事案が発生し、ドクターヘリのみでは対応ができない場合などには防災ヘリの要請をすることもございます。

その場合において、防災ヘリは基本装備の救助仕様から救急仕様へ装備を変更する必要があるま

すので、離陸までに15分から20分程度の時間を要することになります。

次に、各種災害時における連携体制についてですが、防災ヘリは災害対応に特化した機体の特性を生かして要救助者を救助します。容体により緊急性が高ければ、近くの臨時の離着陸場でドクターヘリへ要救助者を引き継ぐことにより医療開始時間の短縮となり、救命率の向上が期待できるため、両ヘリの連携が重要と考えます。

今後はさらにドクターヘリと防災ヘリの同時出動についても考慮して、多様化するあらゆる災害に迅速、的確に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

この質問をするときに資料もいただきました。防災ヘリというのは、基本的に機材を最低限として、救出する人を最大定員11人ということで、しかしながら、ドクターヘリは逆に医療機材や医師が同乗して、患者1人を治療しながら医療機関に運搬させるということで、もともとヘリの内部構造が違うわけですね。そのように理解していいですか。

○淵上茂情報指令課長

そのとおりでございます。

○諸泉定次議員

以上で消防行政についての一問一答を終えます。

次に、介護行政について一問一答をさせていただきます。

総括質問でも行いましたけれども、施設や事業所における高齢者の虐待というのは表面化することが少ないというふうに思われます。

そこで、その実態の把握、また、把握した場合の対応はどのようになっているかということです。

私は以前、介護の職場を辞めた人から、事業者の労基法違反事案や高齢者の言葉の虐待を聞いたこと、相談を受けたことがありますけれども、ただ、その相談が全て本当なのか、確認する必要があります。ただ、辞めた人の話ですから、事業者の確認が取れにくく、最終的にはうやむやとなった経験があります。

そこで、高齢者虐待と思われるような話を聞いたり、通告があった場合はどのようにされているのか、質問をいたします。

○野方敏英認定審査課長兼給付課長

議員が言われますように、施設や事業所における高齢者虐待の実態は外部からは把握しにくい特徴があると認識しております。そのような状況ではありますが、事業所に従事する職員、また、従事していた職員からの通報や利用者、家族からの相談や苦情、関係機関からの情報提供により実態の把握につながる場合があります。

このような通報などは多くはありませんが、年間に数件ほど受けることがあります。本広域連合では、通報などの内容から事業所での高齢者虐待が疑われる場合には、高齢者虐待対応窓口である各市町の高齢福祉担当課と情報共有や必要な連携を行っております。また、虐待が疑われる事業所に対しましては、必要に応じて各市町と合同で事実確認や調査などの対応を行っております。

調査などの結果、実際に虐待があったと判断された場合や、虐待とまでは言えないが、サービス提供上の問題がある行為があった場合には事業所に対して改善を求めることとなります。事業所が改善に取り組み、問題の解決、解消と再発防止策が確認できるまで、市町と協力し、指導を行っております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

そこで、先ほど答弁ありましたけれども、高齢者虐待はこれまでも対応されているということでもありますけれども、何回も言いますけど、虐待は表面化しにくく、事業所における未然防止が最も重要であるというふうに思われます。そのために、今後、事業所に対してどのように指導されるのか、質問をいたします。

○野方敏英認定審査課長兼給付課長

高齢者虐待防止につきましては、令和3年度の制度改正において全ての介護サービスを対象に運営基準が改正され、虐待の発生、またはその発生を防止するための措置を講じなければならないと規定されております。その主な内容としましては、

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること、虐待防止のための指針を整備すること、職員に対し虐待防止のための研修を定期的実施すること、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くことなどが義務づけられております。

この改正には3年間の経過措置期間が設けられておりますが、できるだけ早期に事業所における体制の整備が行われるように、集団指導や実地指導で周知を図っていくこととしております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

次に、佐賀中部広域連合として、特別養護老人ホームの待機者にどのように対応されているのか、質問いたします。

○野方敏英認定審査課長兼給付課長

本広域連合では、県の基盤整備方針に沿って第8期事業計画の中で基盤整備方針を立てております。また、総括でも述べましたが、待機者の中には既に別の特別養護老人ホームに入られている方、要支援や介護度が低い方などもおられます。これらのことを踏まえ、佐賀県の第8期事業支援計画の基盤整備方針におきましては、本広域連合圏域内における整備必要数を188人分と見込んでおります。これには、総括でも述べましたが、特別養護老人ホームの待機者で要介護3以上の方は159人分を含んでおります。

この整備方針への対応につきましては、県の対策と本広域連合の対策に分かれております。県の対策としましては2点ありまして、1点目は、ショートステイのベッドを特別養護老人ホームのベッドとして活用する、いわゆるショートステイの定床化、2点目は、サービス付き高齢者向け住宅の整備で対応することとされております。また、本広域連合の対策としましては、グループホームや特定施設入居者生活介護、これは介護付きの有料老人ホームなどのことですが、これらの居住系サービスの整備によって対応することとしております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

一問一答の最後の質問にさせていただきますけれども、こういう待機者の場合は在宅での介護とならざるを得ませんけれども、そうした中で、私の経験からでも、例えば、私は自治会長を7年やっておりますけれども、次期役員を探しても、なかなか担い手が出てこないということでありませう。ようやく役員を引き受けてもいいかなという人を見つけても、親の介護で地域の役員になれない、また、介護のために再雇用ができないという人が地域にはいらっしやいます。

そこで、待機者対策では、本人の介護だけでなく、このような家族の実情も踏まえた対策まで考えられているのか、質問をいたします。

○野方敏英認定審査課長兼給付課長

佐賀県の第8期事業支援計画の基盤整備方針は、介護離職防止という御家族のことを考えた対策も含まれております。厚生労働省の推計方法により介護離職防止分を推計しますと、本広域連合内では97人分となり、これは本広域連合における整備必要数の188人分に含まれております。家族介護者の負担軽減の観点から、特別養護老人ホームや居住系サービスの施設にすぐに入所できない場合においても、在宅生活を支えるサービスとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの整備を進めており、施設入所までの対応を行っております。

御家族に介護が必要になった場合においても、お仕事や地域活動は大切なことであります。そのため、家族介護者の御支援となりますよう、こういった多機能型のサービスの充実を図ることで対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

以上で私の質問を終わります。

○堤正之議長

以上で広域連合一般に対する質問を終わります。

◎ 議案の委員会付託

○堤正之議長

次に、日程により第12号から第19号、以上の議

案を一括して議題とし、議案の委員会付託を行います。

第12号から第19号、以上の議案については、お手元の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

委員会付託区分表

○介護・広域委員会

第12号議案 令和2年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算

第13号議案 令和2年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算

第15号議案 令和3年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第1号）

第16号議案 令和3年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）

第18号議案 佐賀中部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第19号議案 佐賀中部広域連合介護保険及び障がい支援区分認定審査会条例の一部を改正する条例

○消防委員会

第14号議案 令和2年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算

第17号議案 令和3年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第1号）

◎ 散 会

○堤正之議長

以上で本日の日程は終了しました。

次の会議は8月6日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。

午後0時37分 散 会

令和 3 年 8 月 6 日

令和3年8月6日(金)

午前10時00分 開議

出席議員

1. 田中 英行	2. 田 渕 厚	3. 西 正博
4. 諸 泉 定次	5. 白 石 昌利	6. 原 口 ひさよ
7. 森 田 浩文	8. 多 良 光英	9. 中 村 宏志
10. 西 岡 真一	11. 久 米 勝也	12. 野 中 康弘
13. 川 副 龍之介	14. 久 米 勝博	15. 重 松 徹
16. 堤 正之	17. 中 山 重俊	18. 武 藤 恭博
19. 平 原 嘉徳	20. 山 下 明子	

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	秀 島 敏行	副広域連合長	横 尾 俊彦
副広域連合長	江里口 秀次	副広域連合長	松 本 茂幸
副広域連合長	伊 東 健吾	副広域連合長	伊 東 博己
監 査 委 員	力 久 剛	会 計 管 理 者	鷺 崎 ゆみ子
事 務 局 長	石 橋 祐次	消 防 局 長	高 島 直幸
消防副局長兼総務課長	片 渕 義孝	消防副局長兼警防課長	山 口 和俊
総務課長兼業務課長	宮 崎 直樹	認定審査課長兼給付課長	野 方 敏英
情報指令課長	渕 上 茂	佐賀消防署長	光 岡 潔和

◎ 開 議

○堤正之議長

これより本日の会議を開きます。

◎委員長報告・質疑

○堤正之議長

日程により、第12号から第19号、以上の議案を一括して議題とします。

介護・広域委員会審査報告書

令和3年8月3日佐賀中部広域連合議会において付託された第12号、第13号、第15号、第16号、第18号及び第19号議案審査の結果、

第12号及び第13号議案は認定すべきもの、第15号、第16号、第18号及び第19号議案は原案を可決すべきものと決定しました。

以上報告します。

令和3年8月6日

介護・広域委員会委員長 白石昌利
佐賀中部広域連合議会
議長 堤正之様

消防委員会審査報告書

令和3年8月3日佐賀中部広域連合議会において付託された第14号及び第17号議案審査の結果、

第14号議案は認定すべきもの、第17号議案は原案を可決すべきものと決定しました。

以上報告します。

令和3年8月6日

消防委員会委員長 川副龍之介
佐賀中部広域連合議会
議長 堤正之様

○堤正之議長

議案を付託した常任委員会からそれぞれお手元のとおり審査報告書が提出されていますので、委員長の口頭での報告を求めます。

○白石昌利介護・広域委員長

改めまして、おはようございます。介護・広域委員会委員長の白石でございます。介護・広域委員会に付託された議案の主な審査内容について、補足して御報告申し上げます。

第13号議案 令和2年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算について、委員より地域密着型サービスの夜間対応型訪問介護について、令和2年度の実績がゼロとなっているが、サービスの状況はどうだったのかという質問があり、これに対し執行部より、地域密着型サービスの夜間対応型訪問介護については、佐賀市と小城市の2事業所のみで行われているが、近年の実績はゼロとなっている。しかし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスは実績があり、このサービスの事業所が夜間対応型訪問介護の事業所と同一であるため、在宅の方の受皿としては定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスのほうを利用されていると考えられるとの答弁がありました。

次に、委員より神埼市や吉野ヶ里町などの東部地域では定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスのニーズがないのか、第8期事業計画策定の過程でニーズ調査は行ってきたと思うが、サービスごとのニーズ調査は行ってないのかという質問があり、執行部より、事業計画を策定する際に高齢者の実態調査は行っているが、個別サービスのニーズ調査までは行ってない。しかし、事業計画での地域密着型サービスの整備方針では、地理的配置バランスを勘案した整備を進め、これらのサービスの充実を図ることとしているため、現在、佐賀市と小城市しか事業所がない定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、東部地域での整備を見込んでいるとの答弁がありました。

以上の審査を経て、採決に際し、第13号議案 令和2年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算について、委員より介護サービスの地域間格差がある、介護サービス利用料の負担軽減が不十分、介護保険料の連合独自の減免が不十分との観点から、認定することに反対であるとの意見もありましたが、採決の結果、第12号議案は全会一致で、第13号議案は賛成多数でそれぞれ認定すべきものと、第15号、第16号、第18号及び第19号議案は全会一致で、それぞれ原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で、介護・広域委員会の報告を終わります。

○堤正之議長

ここでお諮りします。

消防委員会については、審査報告書の提出に伴う委員長の口頭での報告を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、消防委員会については、委員長の口頭での報告を省略することに決定しました。

これより先ほどの介護・広域委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。よって、介護・広域委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎ 討 論

○堤正之議長

これより討論を行います。

討論を行う議員の発言時間は10分以内とします。

通告がありますので、発言を許可します。

○山下明子議員

おはようございます。佐賀市の山下明子です。

第13号議案 令和2年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

令和2年度は、第7期介護保険事業計画の最終年度で、第8期事業計画が策定される時期でした。佐賀中部広域連合として、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた生活を営むことを可能とする施策に努めると掲げているものの、その実態はどうだったのでしょうか。

サービスに関して言えば、施設介護では特別養護老人ホームの入所を待つ方がなお771名に上っており、そのうち、在宅で待機しておられる方が201名、また、要介護3以上が159名とのことでした。その受皿も含めた整備が十分とは言えません。施設に入らず、在宅で介護を受けている方が安心して過ごせるようにするための取組として、地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪問介護がありますが、その取組は広がっているとは言えません。夜間対応型訪問のみの利用は近年ゼロが続いており、定期巡回

は前年度123件から105件と利用が減っていますし、取り組む事業者は小城と佐賀の2事業者だけで、神埼、吉野ヶ里など、東部地域での事業展開がなかなか見込めないでいるとの説明でした。

在宅での日常生活を支える仕組みの一つでもある住民主体型サービスを一般質問で伺いましたが、小城市の1団体と佐賀市での5団体にとどまっていたということで、サービス提供の地域格差が全体として解消されているとは言えません。また、介護スタッフの不足や有資格者の配置困難を理由とする事業所の休止や廃止も14件あり、介護人材の確保が急務であることの表れでもあります。広い中部広域連合圏内で必要なサービスが行き届くようにするための行政としての責任もあるはずで

す。介護保険料、利用料の負担軽減策が不十分であることも指摘します。国が消費税増税分を充てるとして、低所得者軽減の対象を段階的に拡充しているとはいえ、2000年の制度スタート時に比べるとほぼ2倍近くになっている保険料や、当初3%軽減も行われていた利用料も今では所得に応じて負担割合が増える仕組みになっています。保険料が差し引かれる年金額のほうはむしろ実質的に引下げになってきており、高齢者の負担の限界と言わざるを得ません。

私は一般質問の中で介護保険料の減免状況もただしました。令和2年度は全体で190件で、約554万7,000円と大きく伸びているものの、そのうち、80件は新型コロナ対策として全額国庫負担の裏づけのある540万円であり、広域連合独自の減免としては生活困窮分が6件、8万6,000円、収入減の分は2件、約1万4,000円、収監によるものが2件、4万7,000円にとどまっています。これまで他市の介護保険行政の視察をしてきた中でも、保険料や利用料について独自の負担軽減をしている自治体はありましたし、特に、保険料の減免については数十件の適用をしているところもあり、佐賀中部広域連合は人口から見ても適用件数も金額も極めて少ないと言わざるを得ません。減免要件を緩和するなど、適用を拡充することができるのではないのでしょうか。

また、介護サービス利用料についても社会福祉法人による低所得者減免や高額介護サービスなど、既存の法定制度だけでなく、社会福祉法人以外のNPO法人や医療系の事業者によるサービスの利用者のことも視野に入れ、事業者にしわ寄せのかからない形、利用者にもしわ寄せのかからない形での負担軽減策を講じるべきです。その財源が全くないのかと言えば、そうではないと思います。保険給付費と地域支援事業の部分で11億5,500万円もの不用額を残しており、今回の歳入歳出決算において10億9,700万円もの決算剰余金が出ている状況です。その繰入れを含めた介護給付金基金は令和2年度末で前年度より3億円余り増えて21億4,600万円にもなっています。どこに住んでいても、誰もが必要なサービスを利用できるように本来のサービスの質の向上や量を増やして実態に合ったものにするとともに、こうしたものの一部でも生かしながら、介護保険料や介護サービス利用料などの負担軽減をする対策をもっと充実させるべきだと考えます。

以上の観点から、本決算の認定に反対であることを述べ、討論といたします。

○堤正之議長

以上で討論を終わります。

◎ 採 決

○堤正之議長

これより第13号議案を採決します。

お諮りします。本案は委員会の決定どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、第13号議案は認定されました。

次に、第12号及び第14号議案を一括して採決します。

お諮りします。本案は委員会の決定どおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第12号及び第14号議案は認定されました。

次に、第15号から第19号議案を一括して採決します。

お諮りします。本案は委員会の決定どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第15号から第19号議案は可決されました。

◎ 追加議案上程・提案理由説明・質疑・委員会付託・討論

○堤正之議長

お諮りします。お手元のとおりに、議会運営委員会から第20号議案 佐賀中部広域連合議会会議規則の一部を改正する規則が提出されましたので、日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第20号議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

お諮りします。本案は提案理由の説明を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第20号議案は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入りますが、これまでに通告がありませんので、これをもって質疑は終結いたします。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入りますが、これまでに通告がありませんので、これをもって討論は終結いたします。

◎ 採 決

○堤正之議長

これより第20号議案を採決します。

お諮りします。本案は原案を可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第20号議案は可決されました。

◎ 議決事件の字句及び数字等の整理

○堤正之議長

この際、お諮りします。

今定例会の議決事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎ 会議録署名議員指名

○堤正之議長

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において白石議員、久米勝博議員、この2名を指名します。

◎ 閉 会

○堤正之議長

以上で今定例会の議事は全て終了しました。

令和3年8月佐賀中部広域連合議会定例会を閉会します。

午前10時16分 閉 会

会議に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 倉 持 直 幸

議 会 事 務 局 参 事 宮 崎 直 樹

議 会 事 務 局 副 局 長 西 村 侯 二

議 会 事 務 局 書 記 宮 崎 弘 充

議 会 事 務 局 書 記 勝 見 伸 太 郎

議 会 事 務 局 書 記 森 田 康 文

議 会 事 務 局 書 記 田 中 雄 二

議 会 事 務 局 書 記 古 川 敬 夫

議 会 事 務 局 書 記 山 本 全 太

議 会 事 務 局 書 記 福 地 光 彦

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

佐賀中部広域連合議会議長 堤 正 之

佐賀中部広域連合議会議員 白 石 昌 利

佐賀中部広域連合議会議員 久 米 勝 博

会 議 録 作 成 者
佐賀中部広域連合議会事務局長 倉 持 直 幸

(資料) 令和3年8月定例会全議事日程

日次	月 日	曜	議 事 要 項
1	8月3日	火	午前10時開会、会期の決定、諸報告、提出議案上程、提案理由説明、議案に対する質疑、広域連合一般に対する質問、議案の委員会付託、散会
2	8月4日	水	(常任委員会)
3	8月5日	木	休 会
4	8月6日	金	(議会運営委員会) 午前10時開議、委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決、第20号議案上程、提案理由説明、議案に対する質疑、討論、採決、会議録署名議員の指名、閉会

(資料) 一般質問項目表

○ 一 般 質 問

佐賀中部広域連合議会
令和3年8月定例会

質問日	質問順	氏 名	質問方式	質 問 事 項
3日 (火)	1	白 石 昌 利	一問一答	<p>1 旧庁舎での消防訓練の実施について</p> <p>(1) 旧庁舎を活用した救助活動訓練について 佐賀広域消防局旧庁舎を活用して巨大地震を想定した救助活動訓練が実施され、高度救助隊と国際消防救助隊の隊員が参加した。その目的と効果は</p> <p>(2) 国際消防救助隊について ア 隊員構成は イ 災害派遣及び全国規模での訓練や研修参加状況は</p> <p>2 女性消防吏員の活躍推進について</p> <p>(1) 女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の強化策について</p> <p>(2) 女性消防吏員が使命感を持って活躍できる環境づくりについて</p> <p>3 小規模な福祉施設や簡易宿所の火災予防の取組について 近年は小規模な福祉施設や簡易宿所等で消防用設備等の不備による多数の死傷者を伴う火災が全国で発生している</p> <p>(1) 広域管内の現状は (2) 予防指導の取組は</p>
	2	山 下 明 子	一問一答	<p>1 介護保険行政 誰もが安心して必要な介護を利用できるようにするために</p> <p>(1) コロナ禍でのサービス提供体制の実態は (2) 要介護認定更新期間のあり方 (3) 介護人材確保と養成 (4) 地域での受け皿について (5) 介護保険料・利用料の負担軽減</p> <p>2 消防行政 応急手当普及啓発のとりくみについて</p> <p>(1) 現状と課題を問う (2) 拡充を求める</p>
	3	諸 泉 定 次	一問一答	<p>1 消防行政について</p> <p>(1) 救急隊の終末期の対応について (2) ドクターヘリと防災ヘリの出動要請の区別は</p> <p>2 介護行政について</p> <p>(1) 高齢者虐待防止の指導・援助は (2) 特別養護老人ホームの待機者への対応は</p>